

早めに準備しておきましょう

令和6年6月からの給与所得者の定額減税



令和6年度税制改正大綱にて、令和6年分の所得税・住民税の定額減税が実施されることが決定されました。1人あたり4万円の減税という内容は、ニュース等でご存じの方も多いことでしょう。今回は、給与所得者における定額減税の概要と、準備しておきたいことをみていきます。

◆定額減税とは

定額減税は令和6年分の所得税・個人住民税を対象に実施されます。適用にあたって事前の申請や手続き等は必要ありません。

定額減税が実施される時期は、所得の内容で異なり、給与所得者、公的年金受給者、事業所得者等に分かります。給与所得者は主たる給与支払者(甲欄)からの給与支給時に定額減税が実施されます。

◆定額減税の金額と対象者

定額減税は所得税と個人住民税について実施されるもので、その金額と内容は以下です。

税目	金額と内容
所得税	本人30,000円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 30,000円 *居住者に限る
個人住民税	本人10,000円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 10,000円 *国外居住者を除く

なお、定額減税の適用は、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合は給与収入の目安が2,000万円以下)の方に限られており、所得の多い方については定額減税の対象外となっています。

◆給与計算時における定額減税の実施方法

定額減税は令和6年6月から実施されますので、6月分の給与計算をする時から、定額減税を考慮する必要があります。なお、定額減税は所得税と個人住民税のそれぞれで計算が異なります。

●所得税

令和6年6月給与における源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。

控除しきれない金額があった場合は、次回の給与に繰り越され、令和6年中に支払われる給与等の源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

●個人住民税

令和6年6月分給与では住民税の特別徴収(天引き)が行われず、定額減税後の住民税の額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分の給与で特別徴収が行われます。

◆具体的な処理方法をみてみます。簡単な表にまとめてみました。(本人 + 扶養親族 1 人の例)

例) 定額減税額 80,000 円

(所得税 60,000 円(=本人と扶養親族1名 30,000円×2) + 住民税 20,000 円)の場合で、
毎月の所得税源泉徴収税額 11,000 円、個人住民税の特別徴収税額 20,000 円と仮定した場合

給与	税目	処理
令和6年6月分給与	所得税	11,000円—60,000円=0円 (残りの定額減税 49,000円は次月繰越)
	住民税	0円(徴収なし)
令和6年7月分給与	所得税	11,000円—49,000円=0円 (残りの定額減税38,000円が次月繰越)
	住民税	240,000円—20,000円)÷11=20,000円 (これ以降20,000円で特別徴収 継続)
令和6年8月分給与	所得税	11,000円—38,000円=0円 (残りの定額減税27,000円が次月繰越)
	住民税	20,000円で特別徴収 継続

◆給与計算で早めに準備しておきたいポイント

6月の給与計算の前に、以下のポイントに注意して早めに対応しておきましょう。

- (1) 令和6年6月の給与計算までに、昨年の年末調整時に回収した「扶養控除等申告書」や、「配偶者控除等申告書」など 注1) から従業員ごとの定額減税額を算出しておく。
- (2) 各月における定額減税の繰越額を従業員ごとに集計して整理し、管理しておく。
- (3) 6月の源泉所得税の納付時は定額減税額を集計、納付すべき税額に反映させる 注2)。

注1) 扶養控除等申告書に未記載の同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族については、令和6年6月の給与計算前に「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を従業員から提出を受けることで定額減税の人数計算に含めることができます。

注2) 定額減税を考慮して納付すべき源泉所得税がゼロになったとしても、納付書にゼロと記載して、所轄税務署へ納付書を提出する必要があります。

★なお、令和6年の年末調整時の詳しい事務手続きについては、令和6年9月頃より、国税庁のホームページにて随時掲載される予定とされています。

*国税庁 定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/>

*給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

*令和6年分所得税の定額減税Q&A

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>